

令和 5 年 8 月 21 日

## 本日の論点

## 1. 犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準のグルーピングについて

- これまでの討議や文献調査を踏まえ、犬猫以外の哺乳類のグルーピング案を作成した。  
下記グルーピング案について、飼養管理基準を作成するうえで適切なグルーピングであるかご意見をいただきたい。なお、今後の基準案作成に際して必要があれば、グルーピングを修正する可能性がある。
- グルーピング案
  - ◇ ハムスター
  - ◇ ウサギ
  - ◇ げっ歯類（ハムスター以外）
    - 例：モルモット、マウス、チンチラ、リス、モモンガ、カピバラ等
  - ◇ その他小型哺乳類
    - 例：フェレット、ハリネズミ、カワウソ、ミーアキャット等
  - ◇ サル類
  - ◇ 主に触れ合い施設で取り扱われる中大型哺乳類
    - 例：ウシ、ブタ、ヤギ、ヒツジ、ウマ、アルパカ等
  - ◇ その他中大型哺乳類
- グルーピングの理由・背景
  - ◇ Step1.海外文献からのベンチマーク  
調査した文献（第 12 回検討会において報告済）や、委員から紹介された文書の記載内容および、本年度新たに調査した World Animal Protection の公開する Animal Protection Index 評価が B ランク以上である国における犬猫以外の哺乳類に関する各種基準・ガイダンスを確認し、各国がどのようなグルーピングで基準を作成しているか確認した。（調査結果については参考資料 2 犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準案のグルーピング素案を参照）
  - ◇ Step.2 上記を踏まえた日本に活かすべきポイントの抽出  
海外の各文献の対象者や、位置づけ、罰則有無等を考慮したうえで、日本の飼養管理基準の目的や飼養管理の現状（動物取扱業者を対象とした遵守事項を設定すること/人気のペット種/動物カフェやふれあい動物園の現状課題）に鑑み、下記ポイントを抽出
    - ① 動物取扱業者から特に多く取り扱われている動物は個別に切り出して記載する
    - ② 多くの国の基準において扱われているグループ（小型げっ歯類、非ヒト霊長類等）を記載する
    - ③ 動物のグループによっては、陸生・半水棲・水棲・樹上性等の特徴別に書き分ける

## 2. 犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準の項目案について

- 現行の飼養管理基準に規定された動物全体、犬又は猫の記載と並行する形で、ハムスター、ウサギについては項目案全体を作成し、またげっ歯類・その他小型哺乳類・主にふれあい施設で扱われる中大型哺乳類、その他中・大型哺乳類グループについては**一部**を暫定的に作成した。各グループに関する残りの項目案は、おって追記する予定。

資料2及び参考資料3をご参照いただき、ハムスター、ウサギ、げっ歯類、その他小型哺乳類、主にふれあい施設で取り扱われる中大型哺乳類、その他中大型哺乳類の飼養管理基準について、どのような項目を記載すべきかご意見をいただきたい。

<補足>

- 飼養管理基準は第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に適用されるが、現時点の飼養管理基準項目案は第一種動物取扱業者を念頭に記載している。第一種動物取扱業者の検討を踏まえて、おって第二種動物取扱業者についても飼養管理基準項目案等を作成する。